

# 健康調査票説明書

2020年10月13日版

- 1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。
- 2 次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。

- ① 風邪の症状や発熱（下の「発熱の基準」をご確認ください）がある場合  
（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- ② 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- ③ 風邪の症状や下の「発熱基準」にある発熱がなくなった後の、経過観察のための出席停止
- ④ 児童生徒が濃厚接触者となった場合
- ⑤ 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ⑥ 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- ⑦ 保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合
- ⑧ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

## 【発熱の基準】

### 1 平熱が37.0度未満の場合

検温の結果、体温が37.5度以上の場合、体調不良がなくても、出席停止とします。感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるため、出席停止とします。

### 2 平熱が37.0度以上の場合

平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。

※ 「1」「2」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください

※ 風邪の症状とは「呼吸器症状、咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）等」が該当します  
※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります

- 3 健康観察をもとに、37.5度以上の発熱がある場合は、インフルエンザの可能性もふまえ、12～48時間以内にかかりつけ医等に電話で受診等の時期をご相談ください。
- 4 次のうち、症状が一つでも当てはまれば、藤沢市保健所 帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 以上に当たる方以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

藤沢市保健所 帰国者・接触者相談センター  
50-8200（土日祝日を含む 9:00～21:00）

- 5 風邪の症状で医療機関を受診した場合や、お子様が濃厚接触者となった場合及び新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、学校へ次の点について連絡してください。

①症状が出始めた日 ②受診した医療機関名と受診日 ③診断名など医師の指示について

- 6 お子様の様子で、健康面以外にも気になることやご心配の点がございましたら、遠慮なく学校まで相談してください。
- 7 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。

以上